

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の充実

【検討の視点】

- 超高齢社会の進行と世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などが個人や世帯が抱える課題を複雑化させている。こうした中、福祉の各制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人がつながり、一人ひとりが生きがいと役割を持って助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が一層求められている。
- 目黒区では、「地域共生社会」の実現に向けて、複雑な課題等を抱える人への分野横断的な支援とともに地域づくりを進める包括的な支援体制の整備に、以下のように取り組んでいる。
- 今後は、これらの取組の検証とともに、新たに実施する地域福祉に関する調査の結果も踏まえ、包括的な支援体制の更なる展開について検討することが必要である。

(目黒区における包括的な支援体制整備の主な取組)

- 「福祉の総合相談窓口」では、「ふくしの相談」、「くらしの相談」、「住まいの相談」、「ひきこもりの相談」の4つの相談窓口に、それぞれ専門相談員を配置して、ワンストップ型の相談支援を行っている。また、各相談支援機関との連携強化を図り、包括的相談支援体制の充実に努めている。
- コミュニティ・ソーシャルワーカーを社会福祉協議会に配置し、社会から孤立しがちな人に寄り添う相談支援、地域づくりに向けた支援を行っている。アウトリーチによる相談で課題の早期発見に取り組むとともに、新たなつながりが生まれる機会を地域に創出している。
- 令和6年度から本格実施している重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別支援と地域づくりへの支援の両面を通じた重層的な支援体制の整備を目的としている。区の部局をまたがる専門職が参加して制度の狭間の事例等の支援会議を開催するとともに、支援者支援として多職種が参加する人材育成研修を実施している。関係機関との連携・協働を進め、事業を定着させること、適切な事業評価により改善を図っていくことが必要である。

(国の動き)

国が地域共生社会の本格的な取組を始めて10年弱となる中、厚生労働省が設置した「地域共生社会の在り方検討会議」が令和7年5月に「中間とりまとめ」を公表した。「包括的な支援体制の整備・重層的な支援体制整備事業の今後の在り方」等が論じられ、社会福祉法をはじめ法令上の規定整備の検討が今後、想定される

福祉分野の重点事項2（地域福祉）

誰もが安心して地域で暮らせる支援の推進

【検討の視点】

○長引く物価高騰等による経済的な困窮とともに、単身世帯の増加に伴い家族機能が低下し地域のつながりも希薄化する中で、様々な生活課題を抱える人が世代にかかわらず今後も増えていくことが見込まれる。誰もが安心して地域で暮らしていくよう、一人ひとりに寄り添い、個人の尊厳と意思を尊重して、その人の持つ力を引き出す支援と、地域で支える仕組みが求められている。

○こうした課題に対応するため、目黒区では、以下のような包括的な支援に取り組んでいる。

○これらの取組は、着手段階のものもあり、その在り方を含めて課題を整理し、今後の展開を検討することが必要である。

（目黒区における主な取組）

○住まいの支援

住まいの相談と生活支援を一体的に行い、地域や関係機関と連携して住宅確保要配慮者の視点に立った包括的な居住支援を行っている。

○ひきこもりの状態にある人への支援

ひきこもり相談支援員を配置し、相談窓口を広く周知するとともに、専用ダイヤルやオンライン相談の導入などにより相談支援体制の充実に取り組んでいる。加えて、当事者が地域で安心して過ごせ、相談もできる居場所づくりに取り組んでいる。

○高齢者を中心とした身寄りのない人への支援

福祉の総合相談窓口や地域包括支援センター、社会福祉協議会等が相談を受け関係機関と連携しながら支援を行っている。身寄りのない人の生活上の課題やエンディングサポート等に関する包括的な支援が必要になっている。

○権利擁護支援

権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築に向けて「中核機関」を整備し、多職種が連携する相談支援の充実に取り組んでいる。

（国の動き）

○令和7年4月に施行された改正生活困窮者自立支援法では、法律上の定義に「居住の支援」が明記され、自立相談支援事業において「住まい」と「入居後の生活支援」の相談に対応することが明確化された。

○ひきこもりの人や家族の支援を強化するため、令和7年1月に厚生労働省が自治体向けの指針を新たに策定し、当事者本人が自身を肯定して主体的に意思決定できる「自律」を「目指す姿」とした。

○令和7年5月、「地域共生社会の在り方検討会議」の「中間とりまとめ」で、「身寄りのない高齢者等への対応」と「成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性」が示された。

福祉分野の重点事項3（高齢者福祉、介護保険）

高齢化の更なる進展に対応した取組の推進

【検討の視点】

- いわゆる「団塊ジュニア世代」が高齢者となり、高齢者単独世帯の増加等が見込まれる2040年を見据え、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が求められており、高齢者の社会参加の促進、総合的な認知症施策の推進、介護予防等の一層の取組を検討する。

（目黒区における主な取組）

- 潜在化・複雑化・多様化した相談に対応できるよう、地域包括ケアシステムの推進の中核機関である地域包括支援センターの機能強化に向け、人員体制の強化、職員の育成及び資質の向上、幅広い多職種・多機関とのネットワークの構築に取り組んでいる。
- 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症に関する正しい知識の普及啓発と認知症の早期発見・早期対応を目的として、「もの忘れ検診」を実施している。また、検診後は、医療機関や地域包括支援センターと連携し、本人・家族の状態に応じた適切な支援や社会資源の情報提供を行う等フォローアップ体制の構築に取り組んでいる。
- 「ひとりぐらし等高齢者登録」を通じ、配食や安否確認、緊急時対応等の生活支援サービスを提供している。また、高齢者センターやいこいの家、竹の子クラブ等を通じ、社会参加を行うための「場所」と「機会」の提供を行っている。
- 介護予防・フレイル予防の普及啓発の取組として、運動や栄養教育等の介護予防に資する教室や講演会等を実施している。また、区民ボランティアであるシニア健康応援隊（介護予防リーダー）が運営する手ぬぐい体操活動拠点など、住民主体の介護予防活動の支援を行っている。更に、保健事業と介護予防の一体的実施事業によるハイリスク高齢者に対する個別的支援や、ダンスを活用した介護予防・フレイル予防事業による比較的若年層に位置する高齢者を対象とした取組も実施し、一人でも多くの区民が介護予防・フレイル予防に取り組むことができる環境整備に努めている。

（国の動き）

厚生労働省が設置した「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会が令和7年4月に「中間とりまとめ」を公表した。需要変化の地域差に応じたサービス提供体制の構築や介護人材確保のための包括的な取組、医療介護連携の強化や介護予防の推進、認知症ケアの充実などの地域包括ケアシステムの深化の方向性が議論されており、今後はより具体的な課題の精査や施策内容の検討が行われることが予想される。

福祉分野の重点事項4（障害者福祉）

総合的な障害福祉施策の推進

【検討の視点】

- 障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続け、社会の一員として自分らしく充実した生活を送ることができるよう、環境整備の推進とともに、ライフステージや障害特性に応じたきめ細かなサービス提供、及び切れ目ない支援に向けた体制の充実について検討する必要がある。

（目黒区における主な取組）

① 地域で安心して暮らし続けることができる環境の整備

- 地域の相談支援体制の充実に向けて、地域生活支援拠点や基幹相談支援センターを設置し、関係機関とのネットワーク構築及び連携強化を図っている。
- 家族の高齢化や親亡き後を見据え、公有地の積極的な活用や施設整備・運営に係る補助等により、障害者グループホームの整備支援に取り組んでいる。
- 障害理解・差別解消の推進を目的として、めぐろふれあいフェスティバルや区民向け講演会等を開催するとともに、全職員を対象にした職員研修を実施している。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、目黒区精神保健医療福祉推進協議会を設置し、保健・医療・福祉関係者の連携により取り組んでいる。

② 社会参加の促進

- 誰もが必要な情報を取得できる環境づくりを目指し、区の印刷物や発行物等においてユニボイスやデイジー等の音声コードの活用を推進している。
- 令和7年4月に目黒区手話言語条例を施行し、手話講座や手話イベントを開催する等、手話の理解促進・普及啓発に取り組んでいる。また、令和7年度より失語症サロンへのコミュニケーション支援者の派遣等、失語症の方への支援充実を図っている。
- 目黒障害者就労支援センターにおいて、自らの意思で働く意欲がある人のために就労アセスメントや職業体験を通じて支援を行っている。
- 地域で充実した生活を送れるよう、余暇活動を行う障害者団体に補助を行い、余暇活動を楽しむことができる環境の確保に取り組んでいる。

③ ライフステージや障害特性に応じた支援の充実

- 障害児支援については中核的機能を担う目黒区児童発達支援センター（すくすくのびのび園）が、地域全体でサポートする視点の下、関係機関と連携し対応している。
- 様々な障害特性に応じた支援として、発達障害や高次脳機能障害及び強度行動障害についても、障害特性に関する周知啓発及び支援体制の整備に向けて取り組んでいる。

（国の動き）

- 障害福祉計画及び障害児福祉計画（令和9～11年度）を策定するための「国の基本指針」は令和7年度内の告示が予定されている。国の社会保障審議会障害者部会においては、基本指針の策定に係る今後の論点として、「地域の実情に即した実効性のある計画の策定（データベースの活用等）」などが掲げられ、多様化するニーズに応じてサービスの質の確保・向上やインクルージョンの推進を図ることとしている。

福祉分野の重点事項5（介護・福祉人材）

介護・福祉人材の確保・定着・育成

【検討の視点】

○今後、生産年齢人口の減少が見込まれる中、増加する介護・福祉ニーズに対応する人材の確保が喫緊の課題となっている。介護・福祉の現場を安定的に運営し、サービスの質を維持するために、若い働き手の確保も重要である。介護・福祉職の魅力発信や働き方の多様化への対応、労働環境の改善や生産性の向上など、多角的な取組を検討する必要がある。

(目黒区における主な取組)

○めぐろ福祉しごと相談会

区内の介護・障害福祉サービス等事業者による合同採用相談会を年2回開催している。介護・福祉の現場で働くイメージや魅力のPR及び個別相談会を実施し、事業所と求職者のマッチングを支援している。

○介護職員の研修及び相談事業

人材確保とサービスの質の向上を目的とした初任者研修、実務者研修及び特養職員研修の費用助成とともに、離職防止のためのスキルアップ研修と悩み相談、及びケアマネジメントの質の向上を目的とした介護支援専門員に対する研修等を実施している。

○民間障害福祉サービス従業者養成研修事業

従業者の育成促進のため、事業所が負担した従業者の資格取得に要する受講費用、都の指定を受けて実施する事業者の養成研修に係る費用を助成している。

○運営事業者への職員宿舎借上げ支援事業

区内で特養、障害者グループホーム等を運営する民間法人に対して、職員の宿舎借上げを支援することで、人材の確保・定着を図っている。

○訪問系障害福祉サービス事業所の人才確保対策支援事業（令和7年度開始）

障害福祉サービス等を提供する区内居宅介護・重度訪問介護事業所におけるヘルパーを補助する人材の確保及びヘルパーの資格取得を支援している。

○介護事業所有償ボランティアマッチング支援事業（令和7年度開始）

人手不足の介護事業所と地域住民の有償ボランティアをつなぐ仕組みで、人材確保とともに高齢者の就労意欲の喚起を目的としている。

○分野横断的な福祉人材の育成

分野横断的な課題に対応できる福祉人材の育成を目指して、区と民間の多機関・多職種の職員が参加し、複雑な課題を抱えた個人や世帯への包括的な支援について学ぶ研修を実施している。

(国の動き)

令和7年4月、「2040年に向けたサービス提供体制のあり方」検討会の「中間とりまとめ」で介護人材確保と職場環境改善、生産性向上、経営支援について方向性が示された。障害福祉等他分野と共に課題等について議論し、今夏に取りまとめの予定。併せて、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会でも検討が進められている。